



島根県報

平成30年4月24日（火）

第2,999号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定及び指定の解除	(〃)	2
保安林の指定施業要件の変更	(〃)	3
漁業災害補償法の規定による同意	(水 産 課)	4
補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの建設担い手確保育成補助金の交付 の対象等を定める告示	(土 木 総 務 課)	4
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	5

【公 告】

島根県予算編成支援システム更新及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	(財 政 課)	5
---	---------	---

【特定調達公告】

島根県宍道湖流域下水道企業会計システム構築業務に係る随意契約の相手方等	(会 計 課)	11
県立学校教育用コンピュータ等機器の調達に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課)	11
グループウェアシステムの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	14

告 示**島根県告示第308号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年 4 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町九郎原字九郎谷933-4、933-5、933-8、936、字三郎助934、沢田字段原885、886-1、887、889

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町九郎原字大杉ノ元706-2・字ヒノ谷866（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、沢田字大道端790、790続1、字段原881、字深迫897、904、905、字カラヲト谷1129から1131まで、1138-2、字馬橋1105-1から1105-3まで、1106から1114まで、1116から1119まで、1107-1、1107-2、1120-2、1120-3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿足郡吉賀町沢田字大道端790、790続1、九郎原字大杉ノ元706-2・九郎原字ヒノ谷866・沢田字段原881・字深迫897・904・905・字カラヲト谷1129から1131まで・1138-2（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除

(1) 保安林の所在場所

大田市三瓶町多根字天井原1121-3、1121-16、1121-20、1121-28、1121-33、1121-34、1122-2

(2) 保安林として指定された目的

火災の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 指定

(1) 保安林の所在場所

1の(1)に同じ。

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市三瓶町小屋原字大曾根1895-1、1895-3、1896-1、1896-2、1911-6、三瓶町多根字天井原1121-1、1121-15、1121-18、1122-1、1122-4

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第311号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年 4 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名称

海士町

2 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

島根県告示第312号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を定める告示（平成30年島根県告示第246号）は、廃止する。

平成30年 4 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

しまねの建設担い手確保育成補助金

2 交付の目的

建設業者等が担い手確保・育成のために行う取組を総合的に支援し、もって建設産業の経営基盤強化と雇用創出に資することを目的とする。

3 事業名、対象事業の内容、交付の対象者、補助対象経費並びに交付の率及び限度額

事業名	対象事業の内容	交付の対象者	補助対象経費	交付の率及び限度額
合同企業 説明会開 催事業	県内及び県外で開催する合同企業説明会（厚生労働省の人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（以下「助成金」という。）を受給して実施する事業に限る。）	県域の建設産業団体（県内全域を対象とした建設業協会及び専門工事業団体をいう。以下同じ。）	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、広報費 その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、150万円以内の額とする。
現場見学 会等開催 事業	児童、生徒等を対象に県内で開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップ事	県内の建設産業団体（県内の建設業協会及び専門工事	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、30万円以内の額とす

	業（厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。）	業団体（地域の建設産業団体を含む。）をいう。）	上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、傷害保険料その他知事が必要と認める経費	る。
若年労働者資格取得講習会開催事業	若年労働者の処遇改善を目的として開催する資格取得講習会（厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。）	地域の建設産業団体	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、50万円以内の額とする。
「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業	建設産業への女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けて、交付の対象となる団体の構成員が協働して行う活動等	建設女子会、建設業団体、教育機関、報道機関等で構成される団体の事務局を務める地域の建設産業団体	地域ネットワークの幹事として協働事業に取り組む女性団体への事業委託料（建設産業への女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けた活動等に係る専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、会議費、研修会等参加費、バス等借上料、施設等借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費その他知事が必要と認める経費）	補助対象経費の10分の10以内で、かつ、50万円以内の額とする。

島根県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年 4 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
美郷町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
大原迫C、大原迫D、大原迫E、田の原A、田の原C、田の原D、田の原E、田の原F
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

島根県予算編成支援システム更新及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成30年 4 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県予算編成支援システム更新及び運用保守業務

(2) 仕様

島根県予算編成支援システム更新及び運用保守業務に係る提案競技仕様書による。

(3) 期間

開発・構築業務：契約締結の日の翌日から平成31年 6 月30日まで

運用保守業務：平成31年 7 月 1 日から平成36年 6 月30日まで

(4) 提案価格の上限額

108,984千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成31年度分 16,321千円

平成32年度分 21,803千円

平成33年度分 21,803千円

平成34年度分 21,803千円

平成35年度分 21,803千円

平成36年度分 5,451千円

ただし、消費税及び地方消費税の率分は、平成31年 9 月30日までは 8 %、平成31年10月 1 日以降は10%である。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

コ 国際標準化機構が定めた規格 I S O9001の認証を受けた者であること。

サ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、予算編成支援システムを構築した実績があり、かつ、その運用保守を複数回契約した実績を有すること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のコに該当すること。

オ 共同企業体又は構成員単体で(1)のサに示す受注実績を有すること。

カ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎3階）

島根県総務部財政課予算第一グループ

電話 0852-22-5583

F A X 0852-22-6264

電子メール zaisei@pref.shimane.lg.jp

(2) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

配布場所に設置する受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部配布する。

なお、守秘義務遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

ア 配布期間

平成30年4月25日（水）から同年5月18日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

(1)に同じ

(3) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。なお、提出された書面を審査の結果、2の参加資格を有すると認められた者に限り、提案競技に参加できるものとする。

- ア 提案競技参加資格確認申請書 1部
- イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- ウ 法人登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- エ 直近の財務諸表 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- オ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- キ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得登録証の写し 1部
- ク 2の(2)のアに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- ケ 2の(1)のサを確認できる書類（契約書、仕様書、検査済証の写し等） 1部
- コ 担当者届 1部
- サ 委任状 1部

(2) 提出書類の形式

島根県予算編成支援システム更新及び運用保守業務に係る提案競技実施要領（以下「提案競技実施要領」という。）による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成30年5月18日（金）午後5時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）。)

ウ 提出先

3の(1)に同じ。

5 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成30年5月25日（金）までに、郵送にて通知する。

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによる質問書の送付も受け付けるが、必ず到着確認の電話をすること。）。)

(2) 提出期限は、平成30年5月11日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先は、3の(1)に同じとする。

(4) 質問に対する回答は、平成30年5月15日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対し、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

7 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県予算編成支援システム更新及び運用保守業務について提案すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

(2) 提案書等の形式

ア 提案書の形式は任意とするが、用紙は原則としてA4判の用紙を用い、100ページ以内（表示・目次を含む。）とすること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

イ 見積書の様式は、提案競技実施要領による。

(3) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

(ア) 提案書 10部

(イ) 見積書 1部

ウ 提出期限

平成30年6月4日（月）午後5時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）。

エ 提出先

3の(1)に同じ。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) 島根県が実施する入札について公告日から審査委員会の審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 選定方法

- (1) 別に設置する審査機関として島根県予算編成支援システム更新及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を考慮する。
 - ア システムの開発・運用経費に関する項目
費用が過大なものでないこと、将来の費用発生を抑制するものであること。
 - イ システムの機能、操作性及びセキュリティ対策に関する項目
仕様書に示す機能が全て満たされていること。
 - (ア) 職員の予算編成事務に関わる負担を軽減する機能を有していること。
 - (イ) 運用保守コストを抑制できる機能提案がされていること。
 - (ウ) 職員が理解かつ利用しやすい画面構成及び操作手順となっていること。
 - (エ) データを安全に保護する対策がとられていること。
 - ウ システムの開発及び導入計画に関する項目
 - (ア) 職員が快適に利用でき、常時安定して稼働できるシステムの構成となっていること。
 - (イ) 職員の負担を軽減した計画となっていること。
 - (ウ) 現行システムのデータを確実に移行できる計画となっていること。
 - (エ) 職員がシステム導入時に確実に利用できるような計画（操作教育を含む。）となっていること。
 - エ システムの運用保守に関する項目

(7) 障害の発生時に早急に対応できる体制がとられていること。

(4) 職員からの問い合わせの対応が的確に行える体制がとられていること。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書の内容について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを行う。

(5) プレゼンテーション又はヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について審査委員会の審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払は行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加又は修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション又はヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

12 提案競技に関する問合せ先

3の(1)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Development of a system to update the Shimane Prefectural budgetary support system, Operational and maintenance support

(2) Deadline for submission of proposal documents: 17:00 June 4, 2018

(3) For further details contact: Finance Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-

8501, Japan

TEL : 0852-22-5583

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 4 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県宍道湖流域下水道企業会計システム構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

しまね財務会計システム共同企業体 代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり

島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

70,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 4 月24日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

ア 県立学校教育用コンピュータ等機器（横田高等学校外2校） 一式

イ 県立学校教育用コンピュータ等機器（浜田高等学校外1校） 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 貸借期間

平成30年 8 月21日から平成35年 8 月20日まで

(4) 納入期限

平成30年 8 月20日（月）

ただし、システムの構築期限は平成30年 8 月 16 日（木）とする。

(5) 納入場所

- ア 島根県立横田高等学校（島根県仁多郡奥出雲町稲原2178-1）
島根県立三刀屋高等学校掛合分校（島根県雲南市掛合町掛合3601）
島根県立大田高等学校（島根県大田市大田町大田イ568）
- イ 島根県立浜田高等学校（島根県浜田市黒川町3749）
島根県立益田高等学校（島根県益田市七尾町 1-17）

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録された者であること。
 - ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
 - イ 営業種目の大分類「借入品」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。
- (5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (7) 島根県が行う物品の売買、借入れに係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課
電話 0852-22-6603
ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成30年 4 月 24 日（火）から同年 6 月 4 日（月）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

- ア 日時 平成30年 6 月 12 日 (火) 午前10時30分まで
イ 日時 平成30年 6 月 12 日 (火) 午前11時00分まで
(郵便入札にあつては、平成30年 6 月 12 日 (火) 午前10時必着)
場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 第一会議室
(郵便入札にあつては、(1)の場所)

(4) 開札の日時及び場所

- ア 日時 平成30年 6 月 12 日 (火) 午前10時30分から
イ 日時 平成30年 6 月 12 日 (火) 午前11時00分から
場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 第一会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第 1 項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の 2 第 1 号、第 3 号又は第 7 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第 1 項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を 3(1)の場所に平成30年 6 月 4 日 (月) 午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1 回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（教育施設課）に報告するとともに警察に通報すること。なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service required : Details :

- a Lease and maintenance of Computer System for education at Yokota High School and 2 other schools 1 Set
- b Lease and maintenance of Computer System for education at Hamada High School and 1 other school 1 Set

(2) Deadline for Tender :

- a 10 : 30 a.m. 12 June 2018
- b 11 : 00 a.m. 12 June 2018

(Applications by mail must arrive at the Office above by 10 : 00 a.m. 12 June 2018)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6603

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年4月24日

島根県警察本部長 立崎正夫

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

グループウェアシステムの賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（平成31年9月まで）及び10パーセント（平成31年10月以降）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年9月まで）及び110分の100（平成31年10月以降）に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成30年4月24日（火）から同年6月4日（月）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成30年6月19日（火）午後2時（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年6月19日（火） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県警察本部7階 第二小会議室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当すると

きは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender : The rental contract of the groupware server system.

(2) Bid tendering Date : June 19, 2018, 2 : 00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on June 19, 2018)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1, Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan
690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)